

57

課等名： (建設部建設施設管理課)

※落札者の入札価格に100分の10に相当する額を加算した金額が落札額である。

61

課等名： (建設部建設施設管理課)

※落札者の入札価格に100分の10に相当する額を加算した金額が落札額である。

62

課等名: (教育部教育総務課)

※落札者の入札価格に100分の10に相当する額を加算した金額が落札額である。